

紹介

敬海法律事務所は、1980年代から、海運と保険の法務サービスに力を尽くし、同業種では名声の高い王敬氏が設立しました。共同経営者とメンバーの長年にわたる努力により、現在の敬海法律事務所は、先進理念をもち卓越したサービスを誇る、総合型事務所に発展しました。

敬海法律事務所は、創立以来、優秀な専門知識と職業道徳を継承しつつ、先進的な共同管理制度を導入し、秩序のある優れた集団協力体制を整えています。中国語、英語、日本語、フランス語、韓国語、オランダ語など多種の言語を使用し、多元的な法務サービスを提供。海運、保険の法律事務所としては、中国でも最大規模であり、その他、会社、貿易、銀行、投資、知的財産権、不動産などの法務に従事する専門部門も設立し、訴訟、仲裁及び非訴訟を含む、各方面の商業法務を提供致します。

敬海法律事務所は、2006年までに、従業員は全所で約130名が在籍しております。その中には、弁護士50数名おり、また、高級外国籍顧問、海事顧問、弁護士補佐、翻訳、行政補佐、秘書などを含む応援職員が70数名従事しております。

敬海法律事務所は、2000年に、《アジア弁護士》選出のアジア法律賞“最優秀中国法律事務所”賞を受賞し、その長期にわたる努力と著しい業績を十分に評価されました。2004年には、雑誌《アジア法律業務》が主催する第1回“中国法律大賞”の選出で“海運業法律事務所大賞”と“広州法律事務所大賞”などに選出され、最終的に“保険業法律事務所大賞”を受賞しました。また、2005年にも、多くの項目に選出され、最終的に“広州法律事務所大賞”を受賞しました。

敬海法律事務所は、国内外の海運、保険、銀行、実業、貿易などの各業界及び他の弁護士事務所と、密接で広範囲な関係を築き、顧客のために、効率良く優れたサービスを提供致します。敬海法律事務所の本部は広州に位置し、上海、天津、青島、厦門(アモイ)に分所を、海口には連絡所を設立し、サービスの迅速性と経済性を図ります。

敬海法律事務所は、グローバル化していく商業環境に順応します。積極的に専門領域を開拓しつつ、上質なサービスの維持に力を尽くします。

会社／企業／投資

敬海法律事務所は、企業の日増しに増大している法務需要、及び、国内外の投資家の中国国内外における直接投資または間接投資の広範囲な需要を満足するために、各種の起こりうる法的リスクと紛争の防止および処理において各会社に協力します。会社設立法と投資法の専門弁護士を備え、契約書の起草、定款、設立書類作成など、会社事務及びその他の各種の投資と関係がある各法務サービスを提供します。

- * 年間法律顧問
- * 会社に関係する紛争の解決(調停／訴訟／仲裁)
- * 投資に関係する紛争の解決(調停／訴訟／仲裁)
- * 会社定款、契約書、株主協議
- * 会社の買収、合併、分立、支店機構の設立
- * 外商独資、中外合資／合作企業の設立
- * 会社株主の変更、貸付、融資
- * 会社登記資本の増加／減少
- * 会社株権(株券)、債券の差押および譲渡
- * 会社株権(株券)、債券の抵当、贈与、継承
- * 会社の国内外の上場
- * 会社の株主会／理事会の通知、記録、決議
- * 会社の管理、規則、商業秘密の保持
- * 会社整理、資産再編
- * 会社休業、終止、倒産、清算
- * 税関、外国為替および税務登録

労働と社会保障

敬海法律事務所は、会社の人材という貴重な財産を保障するために、労働と社会保障の専門弁護士によって、労働契約、人材管理規則制度などの書類の起草、修正、労使紛争の解決(労働仲裁／訴訟)などに関する労働と社会保障の領域に適した法務サービスを提供します。また、その関連弁護士は最新の中国労働法に精通し、雇主と雇人との間の労務紛争の解決に豊かな経験を有しております。

関連範囲は下記の通りになります。

- * 労働契約及び集団労働契約の起草、且つ関連法律意見の提供；
- * 競業禁止協議の起草、且つ関連法律意見の提供；
- * 秘密維持協議の起草、且つ関連法律意見の提供；
- * 従業員手帳及び管理規程の起草；
- * 就業規則及び労働契約の提供；
- * 外籍雇員に対する登記及び関連サービス；
- * 機動業務制度の申請；
- * 貿易同盟の建立を協力する；
- * 労働契約の管理及び労働関係に関連する法律意見の提供；
- * 人員異動、労働関係終止の協商

外商投資

敬海法律事務所の外商投資(FDI: Foreign Direct Investment)部門は、海外の投資者が中国において事業を設立または再編する際のお手伝いをさせていただきます。会社部門の法務サポートとともに、外商投資部は、会社の新規設立または設立後の変更に伴う、国、省、またはその他の各地域における、各関連部門での複雑で多岐に渡るあらゆる手続きをお取り扱いしています。本所の外商投資部は、このような諸手続きを熟知し、当地の特に珠江三角州地域の政府との良好な関係を維持することによって、広範囲な業種におよぶ、多くの事業の設立および再編を成功させてきました。

外商投資部の業務範囲は以下の業務を含んでいます。

- * 外商投資コンサルティングサービス
- * 外商独資、中外合弁／共同経営企業の設立に関する手続き、また、代表所および支店設立に関するすべての手続き
- * 税関、外為、税務関連登記
- * 名称変更、増資／減資における資本金変更登記、経営範囲拡大、移転、株式再編、株主変更、董事の変更または任命、出資期限の延長、合併／分割、および定款の変更など各種の認可批准とその他の手続き
- * 特別な認可批准と許可証の取得
- * 年度検査の手続き

知的財産権

敬海法律事務所は、顧客の知的財産権の法律保護の需要を満たすために、専門の“知的財産権グループ”を設立しました。知的財産権の法務の経験が豊富な弁護士、特許／商標の代理者の資格を持つもの数名で組織され、さらに、専門の特許／商標の代行機関と密接な提携関係を構築し、上質な知的財産権の法律保護とサービスを提供します。

- * 特許、商標の申請登録／授権
- * 著作権、ソフトウェア、IC 配置図設計の登記
- * 植物新品種権の申請および登録
- * 特許／商標申請の異議、行政再審及び訴訟
- * 技術ノウハウ、経営ノウハウなどの商業秘密保持
- * 技術開発、提携やサービスなどの契約
- * 技術譲渡、使用許可／貿易／技術投資／出資
- * 反不当競争
- * メーカー名称、原産地マーク保護
- * 知的財産権の権利侵害禁止命令、訴訟、仲裁
- * 知的財産権の行政または税関の保護
- * 貿易に関連する知的財産権の保護
- * インターネット／ドメイン名と関連する知的財産権の保護

不動産

敬海法律事務所は、幅広い顧客に対し、不動産経営プロジェクトの開発、建設、施工、監督管理、土地権利の獲得、建設工事プロジェクト、不動産の売買、賃貸、および不動産の抵当、貸付、融資、担保などにおける専門の法務サービスを提供します。

関連範囲は下記の通りになります。

- * 土地権利の獲得、(外商)投資及び発展項目
- * 土地及び不動産の合併買付け
- * 土地及び不動産の合法審査
- * 投資項目のオフィス／工場の購買及び賃貸
- * 不動産購買
- * 業主協議及び合同起草
- * 差押及び融資
- * 政府部門協議及び登録登記
- * 紛争解決(仲裁及び訴訟)

金融

敬海法律事務所は、商業環境の複雑化に応じ、多様化する顧客の要求を満たすために、積極的に金融、証券、担保貸付などの融資業務に進出し、融資と関係がある保険においても豊富な経験を有します。また、海運、銀行あるいはその他の財務会社とも境界を越えた連携を組織し、リース業者、経営者及び金融界を代表し、船舶建造、売買の融資、および関係する交渉、文書作成、紛争処理に従事または協力します。

提供する法務サービスは以下です。

- * 金融(銀行)／証券会社の設立
- * 日常の金融業務に関する法務
- * 金融新規業務に関するの法律フィージビリティースタディー
- * 銀行、銀行間貸付および関連の金融業務
- * プロジェクト融資(BOT、輸出信用貸付などを含む)
- * 貿易融資(荷為替信用状、領収書など)
- * 外国為替、先物取引
- * 証券／債券

商業／国際貿易

敬海法律事務所は、国内および国際の商品・サービス貿易に全般的な法律サポートを提供します。調停、仲裁あるいは訴訟による法務紛争を解決するほか、同部門は、各段階において、国内/国際の顧客に法律意見を提供します。また、顧客が直面する法律リスクを制限するために、契約書の起草、審査、修正及び解釈、その他の法律書類に関係する法務を提供します。

同部門のサービスは以下を含みます。

- * 法律のフィージビリティスタディー
- * 商業契約書
- * 信用状および担保
- * 国際支払および和解
- * 外国為替管理
- * 外国貿易税務
- * 税関と商品検査
- * 外国貿易の制御(反ダンピング／反保護主義／貿易障壁)
- * 債務返済催促
- * 争議解決(調停／仲裁／訴訟)
- * 外国仲裁裁決および法院裁決の承認及び執行
- * 電子ビジネス

海商

敬海法律事務所は、船主、船舶経営者、仲買人、船舶賃貸者、保険会社、保険賠償協会、貿易会社、貨物輸送代行、船舶代行、港湾経営者、物流会社などに対して、船荷運送証明、紛争処理に関する全面的サービスを提供します。

その範囲には以下が含まれます。

- * 船荷証券、船荷運送状および通し船荷証券
- * 期間用船および航海用船の賃貸契約
- * 沿海輸送
- * 船舶の抑留、貨物抵当、海事担保
- * 代理協議、船舶代理、輸送代理
- * 物流業務、多様式通し船荷証券
- * 救助契約、曳航、曳帯
- * 海洋プロジェクト契約
- * 海事詐欺、海上密輸及び海賊
- * 海事行政訴訟。

海事

敬海法律事務所は、海事案件の処理において、豊富な実務と法務経験を持ち、国際レベルの弁護士を有します。彼らは、海運会社、海事主管部門における勤務経験あるいは、遠洋船長の資格と経歴を備えているものもあり、高級遠洋船長をベテラン航海顧問としています。常に各種の海上事故の処理に参加し、海上事故の技術及び法律問題について、現場応援及び後続サービスを提供します。

その範囲には以下が含まれます。

- * 衝突、接触および座礁事故
- * 海難救助
- * 油汚染、環境被害
- * 人身死傷
- * 沈没船、残骸の引き上げ、清掃
- * 共同または単独の海損
- * 水先案内
- * 港湾作業

保険

敬海法律事務所は、海上保険の処理において、堅実な理論基礎と豊富な実践経験を有します。保険条項及び保険賠償協議に係る広範囲な相談サービスを提供し、且つ保険案件の訴訟・仲裁などの活動に積極的に参加します。当事務所は、非海上保険にも従事し、航空、財産、工事、責任とその他の保険などの法務サービスも行っています。当所は、数年にわたり保険研究及び保険業務に従事している弁護士が数名おり、各種の保険紛争を解決することができます。

以下を含みます。

- * 貨物保険
- * 船舶保険
- * 保険賠償保険
- * 財産保険
- * 生命保険
- * 責任保険
- * 信用保険
- * 戦争保険
- * 再保険
- * 保険の賠償請求

海外仲裁

敬海法律事務所は、数名の仲裁員とイギリス特許仲裁員資格を有する弁護士からなる海外仲裁部は、海外の仲裁、調停など紛争解決の代行に参加します。主に、ロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポール等で、特に、賃貸契約、救助、海上輸送契約、国際貿易および保険などにおける仲裁業務を得意としています。

国際事務

敬海法律事務所は、外国企業及び中国に設立している子会社が、中国の法律や商業環境に対する理解または対応をするために協力します。当所の顧客は、ヨーロッパ、米国、日本、香港および東南アジアを含む世界各国から来ています。各地域の顧客のさまざまな背景を充分理解し、それぞれに適したサービスを提供することは、サービス品質を保証するための重要な点です。

弁護士集団

敬海法律事務所は、精鋭な弁護士によって統括しています。当所の共同運営者と弁護士の多くは、イギリス、ヨーロッパあるいは米国にて、就学または就職の経験を有しています。その中には、国内あるいは香港に所在する当地のあるいは国際法律事務所での就業経験を有する弁護士もいます。ほとんどの弁護士は、中国語と英語共に使用することができます。また、当所では、日本語、韓国語、フランス語およびオランダ語のサービスも提供することができます。

顧客サービス

敬海法律事務所は、顧客の要求に応じたサービスを提供するため、また、上質なサービスを維持するために、顧客サービス部を設立しました。当所は、顧客の需要と関心事に専門に対応するため特定人員を配置します。同部門は、当所と顧客との間のコミュニケーションと調整を担当します。

サービスネット

敬海法律事務所は、国内をリードする法律事務所として、広州に本部を設立し、且つ、広大な中国に発生する多様性を十分に意識し、全国的な現地化サービスを提供するために、天津、青島、上海と厦門(アモイ)に分所を設立し、且つ海口に連絡所を設立しました。

国内ネットワーク

敬海法律事務所は、中国の行政、司法および商業の重要部門と密接に連携を取っています。このような関係は、当所が直面した問題を十分に理解し、サービス提供の機会を即座に把握することに役に立ちます。それにより、顧客の利益をできる限り保護します。

国際ネットワーク

敬海法律事務所は、世界各地の法律事務所及び専門機構との連携を、発展、拡大します。中国における法務顧問として、国際的なトップクラスの法律事務所及びその顧客の要求を担当する能力があります。このネットワークは、発展途上の中国企業の海外における貿易や投資に対するサービスの提供にも便宜を図ります。